

認定給付係からのお知らせ

1) 介護情報基盤について

介護情報基盤は、介護保険資格情報、要介護認定関係情報、主治医意見書、ケアプラン等の情報を集約し、関係者間で共有することにより、事務作業の効率化や手続きのオンライン化を図る仕組みです。

本基盤を活用することで、これまで紙媒体で行っていた申請・提出・受理や、保険者への進捗確認等が、WEB上で可能となることが想定されています。

介護情報基盤を活用して可能となる主な内容

- 介護保険資格情報等（負担割合証、負担限度額認定証等）のWEB上での確認
- 要介護認定の申請から結果確認、認定関係書類の取得
- 住宅改修費・福祉用具購入費の利用状況確認
- 居宅サービス計画作成依頼届出等の代行申請

これらの活用により、事務負担の軽減が図られ、利用者に対するサービスの質の向上につながることを期待されます。

介護情報基盤の概要や最新の情報につきましては、介護情報基盤ポータルサイト等をご確認ください。

今後、本市における具体的な運用（令和9年度中に開始予定）や取扱い等については、準備が整い次第、改めてお知らせいたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

2) 変更届出書の提出について

原則、介護保険法施行規則に定める事項のみ届出の提出が必要です。市ホームページ掲載の『変更の届出が必要な事項一覧』以外（変更の届出が必要な事項に該当しない職員の採用や離職等）の事由につきましては、変更届は不要となります。

ただし、基準に影響を及ぼす場合等はこの限りではありませんので、必要に応じてご確認ください。

また、『変更届への添付書類一覧』につきましても、同ページに掲載しておりますので、ご確認ください。

3) 協力医療機関に関する届出について

対象となるサービスにおいて、1年に1回以上、協力医療機関との間で利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等について指定を行った自治体へ届出が必要となります。

詳細は、市ホームページをご確認ください。

4) 令和6年度介護報酬改定における経過措置終了に伴う事項等について

令和6年度介護報酬改定における経過措置の終了に伴い、令和7年4月1日以降、対象となるサービスにおいて算定要件を満たさない場合には、業務継続計画（BCP）未策定減算及び身体拘束廃止未実施減算が適用となる場合があります。

各事業所において算定要件をご確認のうえ、適切な対応をお願いいたします。

5) 居宅サービス計画書記載要領等について

居宅サービス計画とは、介護支援専門員が利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載したものです。

厚生労働省より、下記のとおり適切な作成等を担保すべく標準例として提示されていますので、ご確認ください。

➤ 介護保険最新情報 Vol.1286 令和6年7月4日

「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について

➤ 介護保険最新情報 Vol.1362 令和7年3月6日

「『介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について』の一部改正について」（令和6年7月4日付老認発0704第1号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）に関するQ&A（令和7年3月6日）の送付について」

また、介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合の介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施についても下記のとおり示されていますので、ご確認ください。

- 老振発 0605 第1号 平成27年6月5日 一部改正：令和7年7月17日「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」

6) 『保険給付に関する問い合わせ』及び『よくある質問』について

令和7年6月より、介護長寿課 認定給付係では、介護(予防)給付に関すること及び指定基準に関することについて、介護保険事業所からの問い合わせは、原則として書面での受付とさせていただきます。

円滑な運営のため、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、『居宅届の提出時期について』や『ケアプランの軽微な変更について』など、介護サービス事業所の皆さまからのよくある質問につきましても、市ホームページに掲載しておりますので、随時ご確認ください。

7) 介護保険被保険者証及び負担割合証等の確認について

利用者の負担割合の相違により、請求が適切に行われていないケースが増加しています。各事業所において、請求にあたっては、利用者の負担割合をご確認のうえ、適切に請求処理を行ってください。

なお、世帯構成の変更や修正申告等による所得・課税情報の変更に伴い、負担割合が変更となる場合があります。負担割合の変更が過去に遡って適用される場合には、過誤申立てが必要となりますので、適切なお対応をお願いします。

また、給付制限を受けている方や、施設サービスにおける居住費（室料）等の減額認定を受けている方もいますので、「介護保険被保険者証」や「介護保険負担限度額認定証」を必ず確認の上、適切に請求処理を行ってください。

8) 介護保険事業所の指定更新申請について

原則として、指定有効期限を迎える事業所に対する個別通知は行っておりません。

市ホームページ及び指定通知書にて更新時期をご確認ください。

9) 認知症介護基礎研修の受講について

介護保険サービスにおいて、身体介護等に従事する無資格の介護従事者については、認知症介護基礎研修の受講が義務付けられており、原則として、当該業務に従事することとなった日から1年以内に受講する必要があります。

なお、対象となる職種やみなし規定等については、各サービスの基準をご確認ください。

各事業所においては、対象となる職員の受講状況を適切に把握・管理するとともに、未受講者が生じないように計画的な受講対応をお願いします。

また、介護長寿課へ『従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表』を提出する際は、(8)資格欄に『認知症介護基礎研修修了』等、受講状況がわかるよう記載のうえ、修了証の添付をお願いいたします。

10) 運営規程ひな形の活用について

居宅介護支援事業所運営規程のひな形を作成いたしましたので、作成の参考資料としてご活用ください。

地域密着型サービス事業所については、今後作成を予定しております。

11) 令和8年度 運営指導について

令和8年度の運営指導については、事務受託法人制度を活用し、委託により実施する予定です。事務受託法人制度を活用し、委託により実施予定です。

実施方法や日程等の詳細については、市ホームページでの周知のほか、市及び受託業者からの案内をご確認ください。

12) 進捗確認システム「みつけ〜る」の活用について

令和7年12月より、要介護認定・要支援認定申請に係る進捗状況（認定調査票・主治医意見書の提出有無や、審査会予定日等）の確認については、事業所及び行政の認定業務の効率化、円滑な支援体制の構築を目的として、市ホームページ上にて行うこととなっております。遵守事項等をご確認いただき、ご活用をお願いいたします。